

要約版

第1章 指導監査の概要

1. 一般監査の概要

令和3年度に実施した一般監査の概要は次のとおりです。

令和3年度においては、令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、時期によっては指導監査を見合わせたことなどから、対象の法人・施設・事業所等全体に対する実施率が27.4%（令和2年度29.0%）、文書指摘件数が555件（令和2年度739件）となっています。

なお、年度毎の実施計画に対する実施率は、65.9%（令和2年度69.3%）となっています。

（注）長崎市及び佐世保市（中核市）に所在する有料老人ホーム、介護保険施設・事業所及び障害福祉サービス事業所等の指導監査については、当該中核市が行い、また、平成25年度からは、各市に所在する社会福祉法人（当該市内のみで事業を行う法人）の指導監査を市に権限移譲しています。

（1）社会福祉法人（6頁参照）

111法人のうち、35法人（31.5%）に対して指導監査を行いました。

指導監査を行った法人に対し文書指摘を行った法人は20法人（57.1%）（以下「指摘率」という。）で、指摘事項の件数は、46件となっています。

文書指摘の多かったものから項目別に見ると、

【法人運営】

理事会に関すること（13件）

評議員・評議員会に関すること（10件）

【管理】

会計管理に関すること（12件）

となっています。

このため、適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保に向けて、監査機能の向上、経理事務の適正化等について、指導していく必要があります。

（2）社会福祉施設（7頁参照）

社会福祉施設とは、老人福祉施設等（養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人

ホーム、ケアハウス、有料老人ホーム等）、保育所、児童養護施設、視聴覚障害者情報提供施設、障害児施設、保護施設等を指します。

対象施設581のうち、438施設（75.4%）に対して指導監査を行いました。

指摘率は30.1%（132施設）で、指摘事項の件数は249件となっています。

文書指摘の多かったものから項目別に見ると、

○児童福祉施設では、

【運営・管理】

① 就業規則、管理規程等の不備など。（28件）

【職員処遇】

① 給与、各種手当の支給が不適正。（42件）

【経理事務】

① 会計処理が不適切。（15件）

○老人福祉施設等では、

【運営・管理】

① 職員配置基準が不適切。（1件）

○障害者（児）福祉施設では、

【運営・管理】

① サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者の変更届が県に未提出（1件）

となっています。

このため、引き続き、就業規則等の整備、給与水準の確保、適正な会計処理等について、指導していく必要があります。

（3）介護保険施設・事業所（8頁参照）

介護保険制度は平成12年4月から開始され、事業者の育成に主眼をおいた実地指導を行ってきましたが、平成18年4月の介護保険法改正により、サービスの質の向上と悪質な事業者の排除を目的として「指導」と「監査」が明確に区分されました。遵守すべき各種サービスの提供や、介護報酬請求に関する事項等については、事業者自らの責で行なうものとされ、これまで行ってきた指定基準の指導は「集団指導」の中で周知徹底に努めています。

実地指導においては、認知症ケアの理解や高齢者虐待防止及び身体拘束廃止に向けた事業者等の積極的な取り組みの推進、並びに個々の利用者に対するサービス提供プロセスの重要性の理解等を求め、また、サービスの質の向上が図られるよう、事業者や直接サービスを提供する職員に対し、コミュニケーションを充分にとりながら指導・助言を行うよう努めています。

介護保険事業については、1,445施設・事業所のうち、16.3%の235施設・事業所に対して実地指導を行いました。

指摘率は6.0%（14事業所）で、指摘事項の件数は24件となっています。

文書指摘の多かったものから項目別に見ると、

【人員に関する基準】（１３件）

- ① 職員の不足、必要な資格が無いなど

【運営に関する基準】（１０件）

- ① サービスの取扱方針の不備・不徹底など
- ② 衛生管理が不十分
- ③ 勤務体制の確保が不十分など

【介護給付費の算定及び取扱い】（１件）

となっています。

引き続き、サービス提供責任者や生活相談員等の職員の適正配置、介護サービス計画の適切な作成・変更及び利用者等への説明や同意の取得、介護給付費の加算請求の適正化とともに、利用者等の意思・人格を尊重し、常にその立場に立ってサービスが提供されるよう、指導・助言していく必要があります。

（４）障害福祉サービス事業所（９頁参照）

障害者自立支援制度に基づく障害福祉サービス事業所については、１，１４３事業所のうち、１８８事業所（１６．４％）に対して実地指導を行いました。

指摘率は５６．９％（１０７事業所）で、指摘事項の件数は２３６件となっています。

文書指摘の多かったものから項目別に見ると、

【運営に関する基準】（１７３件）

- ① 運営規程の不備
- ② サービス提供の記録などの不備
- ③ 勤務体制の確保が不十分
- ④ 非常災害対策の不備
- ⑤ 会計処理区分が不明確 など

【介護給付費等の算定及び取扱い】（５２件）

- ① 各種加算の不備
 - ・加算算定に必要な支援記録の不備
 - ・加算対象とならないものを誤って算定 など

【人員に関する基準】（３件）

- ① 職員の不足、必要な資格が無い

となっています。

引き続き、利用者本位でサービスを行うという障害者自立支援制度の理解を求める必要があることから、非常災害対策、介護給付費等の適切な算定、虐待防止のための研修の実施、利用者に対する適正な支援計画の作成・見直し、入所者預り金の適正な管理並びに服薬管理マニュアルの徹底等について、指導・助言していく必要があります。

2. 特別監査の概要（28頁参照）

県民からの情報提供等により、3件の特別監査を実施しました。その結果、2件の改善勧告と1件の行政処分（令和4年4月）を行いました。

3. 指導監査の実績

区 分		監査対象数	実地指導監査数	実施率(%)
社会福祉法人		111	35	31.5
法人計		111	35	31.5
老人福祉施設等		278	148	53.2
児童福祉施設（障害児施設を除く）		293	288	98.3
婦人保護施設		1	0	0.0
視聴覚障害者情報提供施設（※障害）		2	0	0.0
児童福祉施設（障害児施設）（※障害）		7	2	28.6
施設計		581	438	75.4
介護保険事業		1,445	235	16.3
施設サービス事業		121	23	19.0
居宅サービス事業		857	142	16.6
介護予防サービス事業		467	70	15.0
障害福祉サービス事業		1,143	188	16.4
介護保険・障害福祉サービス事業所計		2,588	423	16.3
法人・施設・事業所 合計		3,280	896	27.3
措置等 機 関	老人福祉関係市町	19	7	36.8
	児童福祉関係市町	19	10	52.6
	児童相談所（児童・障害）	4	1	25.0
	婦人相談所	1	0	0.0
	障害福祉サービス関係市町	21	2	9.5
	計	64	20	31.3
総 合 計		3,344	916	27.4

監査対象数は、令和3年4月1日現在

4. 文書指摘の主な事項（年度別）

【社会福祉法人】

区 分	H29	H30	R1	R2	R3	前年比 (%)
指導監査対象法人数	97	97	105	105	111	105.7
指導監査実施法人数 (A)	64	38	30	24	35	145.8
文書指摘を受けた法人数 (B)	28	16	8	8	20	250.0
B/A	43.8%	42.1%	26.7%	33.3%	57.1%	
指 摘 事 項	指摘件数	指摘件数	指摘件数	指摘件数	指摘件数	計
I 法人運営	44	35	5	14	28	200.0
1 定款 ・必要事項が記載されているか。 ・所定の手続きを経ているか。等	1	6	0	2	4	200.0
2 内部管理体制 (特定社会福祉法人) ・内部管理体制が理事会で決定されているか 等	0	0	0	0	0	—
3 評議員・評議員会 ・要件を満たす者が適正な手続きにより選任されているか。 ・評議員の数は法令及び定款で定める員数か。等	16	11	1	6	10	166.7
4 理事 ・欠格事由を有するものが選任されていないか。 ・含まなければならないものが選任されているか。 ・理事長、業務執行理事は理事会で選任されているか。等	4	1	2	0	0	—
5 監事 ・法令、定款に定める手続きにより選任、解任されているか。 ・欠格事由のある者が選任されていないか。 ・法に定める業務を行っているか。等	7	3	0	1	1	100.0
6 理事会 ・法令、定款の定めにより開催されているか。 ・決議は法令、定款の定めにより行われているか。等	15	6	0	5	13	260.0
7 会計監査人 ・定款の定めにより設置、選任されているか。 ・法令の定めにより会計監査を行っているか。	0	0	0	0	0	—
8 評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬 ・報酬等が法令で定めるところにより支給されているか。 ・報酬等の支給基準を法令の定める手続きで定め、公表しているか。等	1	8	2	0	0	—
II 事業	0	0	0	1	2	200.0
1 事業一般 ・定款に従い適正に実施されているか。 ・「地域における公益的な取組」を実施しているか。	0	0	0	1	1	100.0
2 社会福祉事業 ・適正に実施されているか。 ・必要な資産を有しているか。	0	0	0	0	0	—
3 公益事業 ・適正に実施されているか	0	0	0	0	1	皆増
4 収益事業 ・適正に実施されているか	0	0	0	0	0	—
III 管理	40	43	13	4	16	400.0
1 人事管理 ・法令に従い、職員の任免等人事管理を行っているか。	2	0	0	0	0	—
2 資産管理 ・基本財産の管理運用が適切になされているか。 ・基本財産以外の資産の管理運用は適切になされているか。等	4	6	1	0	3	皆増
3 会計管理 ・収支予算は適正に編成、執行されているか。 ・予算の執行、資金等の管理体制が整備されているか。 ・資産の評価は適正に行われているか。 ・会計帳簿は適正に整備されているか。等	26	31	10	3	12	400.0
4 その他 ・社会福祉法人の関係者に特別の利益を与えていないか。 ・社会福祉充実計画に従い事業が行われているか。 ・福祉サービスの評価、質の向上の措置を行っているか。等	8	6	2	1	1	100.0
	84	78	18	19	46	242.1

【社会福祉施設】

区 分	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	前年度比 (%)
指導監査対象施設数	558	566	584	585	581	99.3
指導監査実施施設数 (A)	461	496	490	447	438	98.0
文書指摘を受けた施設数 (B)	107	103	82	121	132	109.1
指摘率 (B/A)	23.2%	20.8%	16.7%	27.1%	30.1%	
指 摘 事 項	指摘 件数	指摘 件数	指摘 件数	指摘 件数	指摘 件数	前年度比 (%)
1. 運営・管理	50	64	51	52	85	163.5
① 就業規則、管理規程等の不備、実態との乖離	6	10	8	3	28	933.3
② 災害等事故の防止対策が不十分	19	19	4	10	17	170.0
③ 非常勤職員の雇用形態が不十分	0	1	3	0	3	皆増
④ 労働基準法に基づく届出なし	1	5	4	2	2	100.0
⑤ その他	24	29	32	37	35	94.6
2. 入所者処遇	14	18	19	30	60	200.0
① 入所者の預り金の管理、取扱いが不十分	1	0	0	0	0	—
② 遺留金品・入院患者日用品費の取扱いが不適切	0	0	0	0	0	—
③ 入所者の健康管理が不十分	1	2	4	1	3	300.0
④ 給食の提供が不十分	6	12	8	3	4	133.3
⑤ その他	6	4	7	26	53	203.8
3. 職員処遇	14	25	30	89	66	74.2
① 給与規程が不備、実態と乖離等	0	3	4	15	12	80.0
② 勤務体制の整備が不十分	1	0	1	0	0	—
③ 給与・各種手当の支給が不適正	9	17	19	63	42	66.7
④ 退職共済制度への加入が不適切	0	0	0	2	0	0.0
⑤ その他	4	5	6	9	12	133.3
4. 経理事務	72	36	42	58	38	65.5
① 会計処理が不適切	10	9	16	25	15	60.0
② 工事、高額物品購入事務処理が不適切	31	10	4	9	6	66.7
③ 繰入金処理が不適切	0	0	0	0	0	—
④ 会計責任者等への辞令なし	0	0	2	0	0	—
⑤ その他	31	17	20	24	17	70.8
合 計	150	143	142	229	249	108.7

【介護保険施設・事業所】

区 分	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	前年度比 (%)
実地指導対象施設・事業所数	1,761	1,455	1,483	1,441	1,445	100.3
実地指導実施施設・事業所数 (A)	542	490	477	232	235	101.3
文書指摘を受けた施設・事業所数 (B)	45	39	14	7	14	200.0
指摘率 (B/A)	8.3%	8.0%	2.9%	3.0%	6.0%	
指 摘 事 項	指摘 件数	指摘 件数	指摘 件数	指摘 件数	指摘 件数	前年度比 (%)
1. 人員に関する基準	11	16	8	0	13	皆増
① 職員の不足、必要な資格が無いなど	11	16	8	0	13	皆増
2. 設備に関する基準	0	0	0	0	0	—
① 設備、居室、病室などの不備	0	0	0	0	0	—
3. 運営に関する基準	65	68	9	7	10	142.9
① 内容・手続きの説明・同意が不十分	8	8	1	0	0	—
② サービス提供の記録などの不備	2	1	0	0	0	—
③ 利用料の受領に関する不備	0	1	0	1	0	0.0
④ サービスの取扱方針の不備・不徹底 など	24	8	5	4	7	175.0
⑤ 運営規程の不備	2	7	0	0	0	—
⑥ 勤務体制の確保が不十分など	7	12	1	1	1	100.0
⑦ 重要事項等の掲示が不十分	2	9	0	0	0	—
⑧ 衛生管理が不十分	4	11	1	0	2	皆増
⑨ 個人情報取扱いの不備など	0	5	1	0	0	—
⑩ 苦情解決体制が不十分など	0	0	0	0	0	—
⑪ 事故発生時の対策が不十分	2	0	0	0	0	—
⑫ 非常災害対策の不備	4	0	0	0	0	—
⑬ その他	10	6	0	1	0	0.0
4. 介護給付費の算定及び取扱い	6	12	5	5	1	20.0
5. その他	0	0	0	1	0	0.0
合 計	82	96	22	13	24	184.6

【障害福祉サービス事業所】

区 分	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	前年度比 (%)
指導監査対象施設・事業所数	1,148	1,206	1,095	1,123	1,143	101.8
指導監査実施施設・事業所数 (A)	316	340	392	241	188	78.0
文書指摘を受けた施設・事業所数 (B)	280	271	309	165	107	64.8
指摘率 (B/A)	88.6%	79.7%	78.8%	68.5%	56.9%	
指 摘 事 項	指摘 件数	指摘 件数	指摘 件数	指摘 件数	指摘 件数	前年度比 (%)
1. 人員に関する基準	21	32	24	18	3	16.7
① 職員の不足、必要な資格が無いなど	21	32	24	18	3	16.7
2. 設備に関する基準	16	6	10	0	0	—
① 設備、居室、病室などの不備	16	6	10	0	0	—
3. 運営に関する基準	743	723	760	332	173	52.1
① 内容・手続きの説明・同意が不十分	18	9	15	6	5	83.3
② サービス提供の記録などの不備	43	15	15	15	23	153.3
③ 利用料の受領に関する不備	16	15	22	9	5	55.6
④ サービスの取扱方針の不備・不徹底など	0	13	0	1	0	0.0
⑤ 運営規程の不備	112	124	136	63	37	58.7
⑥ 勤務体制の確保が不十分など	68	59	46	30	17	56.7
⑦ 重要事項等の掲示が不十分	21	22	16	4	2	50.0
⑧ 衛生管理が不十分	40	28	44	9	1	11.1
⑨ 個人情報取扱いの不備など	21	12	17	4	2	50.0
⑩ 苦情解決体制が不十分など	6	5	5	4	3	75.0
⑪ 事故発生時の対策が不十分	19	20	2	4	6	150.0
⑫ 会計処理区分が不明確など	58	53	45	16	9	56.3
⑬ 非常災害対策の不備	71	92	97	32	16	50.0
⑭ その他	250	256	300	135	47	34.8
(1) 個別支援計画の取扱いが不十分	66	77	82	65	17	26.2
(2) その他	184	179	218	70	30	42.9
4. 介護給付費等の算定及び取扱い	101	135	153	107	52	48.6
5. その他	79	73	74	21	8	38.1
合 計	960	969	1,021	478	236	49.4